

## 報告第7号

### 指定管理者の指定に関する急施専決処分報告について（大阪市中央公会堂）

令和8年4月1日以後の期間における大阪市中央公会堂の管理について、大阪市公会堂条例に基づき指定管理者を指定する必要が生じたが、急施を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月30日市長において次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和8年5月15日

大阪市長 横山英幸

#### 1 指定管理者

東京都練馬区桜台1丁目1番6号

ジェイコムウエスト

構成員 株式会社 ジェイコム東京

株式会社 Andeco

株式会社 総合管理

#### 2 指定の期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日まで

(参考)

地方自治法（抄）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

省 略

前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

省 略

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 省 略

2 省 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 省 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7－11 省 略